

平成24年第2回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成24年3月15日（木曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
16番	大西徳三郎	17番	遠山利美
18番	鵜飼静雄		

欠席議員（1名）

15番 上谷政明

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	青木一也
教育長	白木裕治	総務部長	中島治徳
企画部長	高田敏幸	市民環境部長	高橋卓郎
健康福祉部長	浅野明	産業建設部長	坂井嘉徳
林政部長兼 根尾総合支所長	奈良村竜生	上下水道部長	杉山尊司
教育委員会 事務局長	川村登志幸	会計管理者	古田浩

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	石川博光	議会書記	安藤正和
議会書記	白田慶生		

開議の宣告

○議長（遠山利美君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

写真の許可について申し上げます。

議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場면을議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠山利美君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号16番 大西徳三郎君と18番 鵜飼静雄君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（遠山利美君）

日程第2、市政一般に対する質問を行います。

船渡洋子君の発言を許します。

○4番（船渡洋子君）

おはようございます。

通告に従って大きな2点、質問をさせていただきます。

まず初めに、防災対策についてでございます。

東日本中心に甚大な被害をもたらした東日本大震災から1年、被災地では復興に向けて取り組みが進んでいますが、そのつめ跡はまだまだ深く大きく残っています。私たちは改めて地震災害の恐ろしさとともに、防災意識の重要性を思い知らされました。

政府の地震調査研究推進本部の発表によると、日本列島の多くの地域が、ここ30年間でマグニチュード7以上の大きな地震に見舞われる可能性があるとしています。南関東都市直下地震は約70%、東海地震は約88%、東南海地震は約70%、南海地震は約60%という確率で言うと、例えば日本じゅうの人が30年間で交通事故の死亡率というのは0.2%、火災に見舞われる率は2%であります。それに比べると、この70、88、70、60というのは余りにも高い確率です。このことは生きているうちに必ず起こる。大地震はいつ起きても不思議ではない、必ず起こるということです。

本市は24年度予算に防災の取り組みの予算が多く取り込まれています。岐阜新聞の防災強化に取

り組む県自治体のアンケートによると、住民の防災意識がネックになっている。また、自主防災会の高齢化に悩む自治体が多いとありました。

防災・減災は自助・共助・公助の組み合わせと連携が基本です。とりわけ自助能力の強化が自分と家庭を守るための最も重要なことでもあります。

そこで、市長にお尋ねをします。この自助能力を高めるためにどのように取り組んでおられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

おはようございます。

それでは、船渡議員の御質問の防災対策の中の第1点、自助能力を高めるための取り組みについてお答えを申し上げたいと思います。

昨年の東日本大震災は私どもに災害をなくすことはできないということと、災害が起きたときいかに被害を少なくするか、いわゆる減災の取り組みの必要性ということを教えてくださいました。また、減災の取り組みの中で、自助、すなわち自分の命は自分で守るということの重要性も教えていただきました。

このように自助の取り組みの重要性が高まっております現状の中で、市がこれまで行ってまいりました市民の皆さんの自助能力を高めるための取り組みを申し上げますと、ハザードマップの配布、また市の広報誌、ケーブルテレビの活用等によります防災に関する意識啓発、また耐震補強工事の助成などに取り組んでまいりました。

意識啓発のちょっと具体的な内容を申し上げますと、毎年、広報もとす8月号に、防災訓練の記事にあわせて非常持ち出し品チェックリストというのを掲載いたし、災害への備えについて周知を図るとともに、また今年度におきましては、ケーブルテレビを利用して「防災のすゝめ」というふうに題しまして、災害時の情報収集手段や避難方法についてシリーズで放送し、情報提供に努めております。またそのほか、広報もとす7月号では、岐阜県が実施いたしております気象情報等のメール配信サービスの登録を勧めさせていただくなど、個人や家庭における自主的な防災対策の支援に努めてまいっておるところでございます。

また、先ほどお話し申し上げました各家庭にお配りしましたハザードマップには、想定浸水深や過去の浸水エリアに加えまして、裏面には避難時の心得や日常の気配り、避難基準等を掲載し、市民の皆さんに対して災害への備えも促してきておるところでもございます。

また、減災対策というふうなことで、お住まいの無料耐震診断とか耐震補強工事に対する助成を実施して住宅の耐震化を促進をいたしておりますとともに、今年度からは、独居老人宅に火災報知器とか家具の転倒防止金具の設置を行うなど、災害時に少しでも被害が少なくなるような対策を講じさせていただいておるところでもございます。

いずれにいたしましても、自助の取り組みの必要性が高まっていることから、今後も会議や広報紙など、さまざまな機会を通じ、市民みずからが災害への備えをしていただくよう啓発活動を行ってまいりますほか、耐震補強などの支援を強化してまいりたいというふうに考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

日本全国が今とってもこの防災に対する関心が高まっているときであります。ここが絶好のチャンスといいますか、皆さんがそういう思いをしっかりと取り組めるように、間断なく進めていっていただきたい、このように思います。

そして、また今の1番の自助能力を高めるためということにもつながっていくと思いますが、2番目の防災士資格取得の推進、助成ということでお尋ねをいたします。

防災士とは、社会のさまざまな場で、減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有する者として、特定非営利活動法人日本防災士機構に認証された人をいいます。わかりやすく言えば、家庭、職場、地域で防災活動を推進するリーダー役の人で、活動に必要な一定の知識を有し、日本防災機構の定めたカリキュラムを修了し、防災士資格に合格した人のことです。行政職員、ライフライン、郵便局長、警備業、社会福祉関係者、医療・病院関係者、教員、幼稚園教諭、保母、自主防災組織役員、学生、一般市民と極めて多岐にわたっています。ほとんど網羅されてるということですが。

すべての市町村、あらゆる分野に防災士が存在することによって、消防団、自主防災組織、自衛消防隊、災害ボランティア等の機能が強化され、人々の命を守る社会システムが整備されていくことが期待されています。資格取得の推進をするために助成のお考えはないでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、防災対策の2点目の防災士の資格取得の推進と助成についてということでお答えを申し上げます。

防災士のお話は、先ほど議員のほうからお話ございましたけども、防災士として登録されるには、防災士研修センター等が実施いたします研修講座を受講し、NPO法人日本防災士機構が実施いたします防災士資格取得試験に合格した後、消防署等が実施いたします救急救命講習を受講し、日本防災士機構に防災士認証登録申請というのを行って初めて防災士として登録される仕組みとなっております。この研修講座受講から防災士としての登録までに要する経費は、およそ6万円程度というふうに伺っております。

現在、本巢市の状況、消防団員につきましては、本巢市消防協会が実施いたしております本巢市消防団員資格取得助成事業において資格取得に係る経費に対して助成できるということになっておりますことから、今後、資格取得を消防団員につきましては働きかけてまいりたいというふうに考えております。

また、一般の方で防災士になろうとする場合は、今回、24年度から施行を予定いたしておりますけれども、本巢市自主防災組織活動組織活性化事業補助金というのを新年度から予定いたしておりますけれども、この補助金を使って、もちろん自主防災組織からの派遣というような格好で出ていただく必要がありますけれども、そういうふうにしていただければこの補助金の対象にしてみたいというふうに考えておまして、自治会単位で構成されております自主防災組織の中に、いわゆる自助・共助の仕組みを強化するためにも、防災士が配置できるように、消防団同様資格取得というのを自主防災組織の皆さんにも働きかけてまいりたいというふうに考えております。

また、外の人だけではなく、また我々市の職員につきましても、早急に資格取得というのをできるように進めてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、こうした専門性を持った方々がいろんな場に配置することによって、自助・共助の仕組みが、より強化されるというふうに思っております。今後、この資格取得について積極的に対応してまいりたいというふうに思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

ありがとうございます。

今後、そのように推進するということですが、大垣市では、この防災ひとづくり塾というのが3年間続けて防災士を131人養成をされています。また、お隣の瑞穂市は、先ほども市長、行政の中でと言われましたが、毎年、総務から職員3人を防災士に養成するというので勉強をさせているという、そういったことをお聞きしました。防災士のカリキュラム等勉強して参加された人の声の中には、防災意識が高まっていく、また、いざというときの対応力が強化できるという、そのような声があります。ぜひとも防災士の助成、推進等を進めていただきたいと思います、このように思います。

次の3点目の防災教育についてお尋ねをいたします。

学校や地域での防災教育の重要性が再確認されています。岩手県釜石市で、大震災の発生時に、学校の管理下にあった小・中学校が全員、津波から逃げ延びた事例が「釜石の奇跡」として全国から注目されました。釜石市では、2008年度に文部科学省の防災教育支援モデル地域事業に指定され、小・中学校生に対する防災教育を日ごろから推進していました。

文科省では、平成24年予算案で、新規事業として実践的防災教育総合支援事業を盛り込みました。同事業は、東日本大震災の教訓を踏まえた新たな防災教育の指導方法や教育手法の開発・普及を行

うとともに、緊急地震速報等の防災科学技術を活用した避難訓練等の先進的・実践的な防災教育を行う学校における取り組みへの支援を全国から約1,000校のモデル校を絞り支援を実施する予定です。モデル事業を活用して防災教育の推進を図ってはどうか、白木教育長にお尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

それでは、ただいま学校の防災対策、そして防災教育についてということでしたので、回答させていただきたいと思います。

まず、本巢市の学校の防災対策といたしましては、東日本大震災の教訓から昨年5月より学校等災害対応マニュアルを策定いたしまして、それをもとに各学校の防災計画の見直しを行いました。

8月の市の総合防災訓練では、見直しました防災計画をもとに、市内全小・中学校におきまして、教育委員会の職員と学校職員が連携しまして避難所を開設することの手順を検証したほかに、秋の各学校における避難訓練では、地震や火災時の避難訓練のみではなく、土砂災害や浸水害への対応など、その学校の地域の状況に応じた防災教育を行うとともに、全小学校におきまして児童の保護者への引き渡し訓練についても実施してきております。

議員御指摘の防災教育のモデル事業についてでございますけれども、土砂災害、河川のはんらん等に伴う浸水災害、こういうものが想定されます県内の小・中・高等学校合わせて10校を県が指定することとなっておりますが、まだ確定しておりません。

本巢市におきましては、この指定の有無にかかわらず、根尾とか本巢地域におきましては大雪及び土砂災害、糸貫・真正地域におきましては土砂災害や浸水害の被害が想定されますことから、各学校の状況に合わせた防災教育のあり方につきましてさらに研究を深め、子どもたちがみずからの危険を予測し、回避できる力を高めることができるよう努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

[4番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

防災教育ということで釜石市のことが本当に話題になってるわけですが、この釜石市の防災教育では、1番に、想定を信じるな。2番に、その状況下で最善の避難を。3点目に、率先して避難せよとの3項目を重視して、小・中学校各学年ごとの津波防災教育カリキュラムを作成し、特別な時間を設けるのではなく、各教科の授業の中で地震津波に対する知識、対処法を教えていました。子どもたちは住んでいる地域から避難経路や場所を自分の判断で選び、それが正しいかどうか学ぶのです。そして、避難訓練は指示してくれる大人がいない登下校時を想定して行われ、小・中学校合

同の訓練も実施。今回の震災でも、その後、津波に飲まれてしまった小学校の屋上にいた小学生が、率先して逃げる中学生の姿に危険を感じ、一緒に逃げ、九死に一生を得ました。

この釜石市の防災教育に携われましたのは、群馬大学大学院の片田敏孝教授であります。この方は岐阜県出身、郡上の出身ということで本当に親近感覚えるわけですが、自然の猛威に向き合うために必要なのは、知識よりも姿勢、姿勢、子どもでも自分の命に責任を持って判断する姿勢を学んでほしい、このように語っておられます。

このように、子どもたちに防災教育を継続して受けていくことは、一人一人の生き抜く力を育てるだけでなく、周りの人の命を守る力も身につけさせます。現に釜石では、中学生が小学生や幼稚園児の避難の手助けをして、多くの命を救いました。こうした子どもたちの防災への努力が家族、地域に波及し、互いに気遣い助け合う地域を築いていく可能性があります。まさに防災教育は命のとうとさを知る最高の機会になるのではないのでしょうか。

この片田教授は、大人はもうだめといいますか、大人の方は幾ら自主防災というふうに言っても、なかなか受け入れられない、今までのいろんな自分の知識の中から受け入れられない部分がある。だけれども、子どもはこうして防災教育をしていく中に、10年たてばその地域の中心的役割をしていく、子どもにしっかりとそういったことを植えつけていくということが大事なんだという、そのようにお話をしてみえました。ぜひとも、本市においてもこの防災教育を継続して行っていただきたい、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（遠山利美君）

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

ただいまお話がございましたように、私どもといたしましても、本当に小さいときから自分の体で自分を大事にするという、命を守るということで今お話があったわけですが、それを日ごろの訓練の中で身につけさせていかなければならない、そういうことを考えているわけですが、先ほども申し上げましたように、モデル校の指定は当たるか当たらないか、これは今の段階ではわからないわけですが、そういうところの状況を取り寄せまして、そして、本巢市の子どもたちのところに生かしていきたい。

どういうふうに動いたらいいのか、いろいろな方法があるわけですが、本当に学校の中で、先ほどのお話にもございましたように、大人がいないときに、または小学校、中学校の合同で、そして、または地域の方々とともに、こういうようなさまざまな例につきまして研究をさせていただきまして、継続しながら続けていきたい、そんなふうを考えているところでございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

そこで、4点目に移らせていただきます。

緊急時に学校からメール配信があると思いますが、幼稚園、保育園の対応はどのようにされているのか。

実際に、お母さんたちの声の中に、小学校は例えば洪水警報が出たから子どもたちが早く帰りますという緊急メールが届く。しかし、保育園のほうはそういったことを連絡がなくて、知らない。せんだっての事件がありましたよね、高専の子が傷をつけられる。それは小学校のお母さんたちにはすぐ連絡がメールで配信されるんですが、保育園のほうは一切そんなことは知らないという、そういったことがありまして、幼稚園、保育園のお母さんたちもそういった情報といいますか、そういったことを共有していきたいという、そんな要望がありましたので、今回、こういった質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（遠山利美君）

健康福祉部長 浅野 明君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

緊急時における幼稚園、保育園のメール配信ということについてお答えさせていただきます。

現在、幼稚園、幼児園及び保育園における緊急時の連絡体制につきましては、それぞれの園ごとに連絡網を作成し、園から電話による連絡をしております。保護者への連絡方法といたしましては、口頭による伝達が確実な伝達方法と考えております。

また、小・中学校で活用している携帯電話へのメール配信につきましては、今後、使用方法や経費等をかんがみ、検討をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

連絡網で連絡をしているということですが、連絡網というのは存外と時間がかかるわけですよね。連絡をしたところが連絡つかないと次の人ということなんですが、なかなか回るまでに時間がかかるし、できれば一斉に受け取れるようなメール配信をぜひ進めていっていただきたい、このように思います。

続きまして、大きい2点目の子育て支援についてお尋ねをいたします。

1点目の胆道閉鎖症発見のための便のカラーカードについてお尋ねをいたします。

この胆道閉鎖症というのは、肝臓の中でつくられた胆汁が胆管を通り胃と小腸をつなぐ十二指腸に送られます。しかし、この胆管が何らかの原因で閉じてしまい、胆汁が肝臓から腸に出なくなる病気。胆汁は消化作用には有益ですが、肝臓から逆流して皮膚や白目が黄色くなる黄疸を引き起こします。放置すると肝硬変になり死に至ります。治療法として、肝臓と腸を直接つなぐ手術が有効で、生後60日以内に手術した場合、10年生存する率は72%です。しかし、次第に生存率は低下し、120日以降だとゼロ%になってしまいます。

早期発見するためにはどうすればいいのかというと、長引く黄疸などの症状はありますが、一番はっきりわかるのは赤ちゃんの便の色です。便の色が黄色いのは胆汁に含まれる色素の色なのですが、胆道が閉鎖して胆汁が流れないと便の黄色みが減って薄いクリーム色になります。

しかし、色のイメージを言葉で伝えても、お母さんが自分で判断するのは難しく、そこで早期手術のためにも1カ月健診までに何とか発見してほしいと思い、赤ちゃんの便の色で胆道閉鎖症を発見できる便カラーカードを16年前に松井 陽という国立成育医療研究センターの先生がつくられたわけですが。このカードは2002年から導入している台湾では、生後60日以内の手術実施率が49.4%から65.7%にふえ、5年生存率が27.3%から64.3%になるなど、大きな成果を上げています。

この4月から全国の母子手帳にとじ込まれることになりました。今回、母子手帳にとじ込まれる便カラーカードは色の部分を切り取ることができ、赤ちゃんの便に近づけて色を見比べて判断することができます。生後すぐは黄色みが普通でも、次第に薄くなる場合もあるので、4カ月ぐらまでは注意が必要。便カラーカードの母子手帳へのとじ込みによって、早期に発見でき、早い段階で手術を行うことで多くの赤ちゃんを救うことができると期待をしています。という、これが胆道閉鎖症の便のカラーカードの説明であります。

平成16年7月から岐阜市が全国に先駆けて胆道閉鎖症早期発見のための便カラーカードを母子手帳とともに妊娠中のお母さんに手渡しをしています。その取り組みが県にも広がり、この4月から国の取り組みとして実施をされるわけです。本市においても配布されております。ただし、説明が何にもないということで、知らないお母さんのほうが多いということです。配布方法、実施方法の課題が見えてきているわけです。

それは、1番、便の色を確認する方法は簡易ではありますが、便の色、症状が出始める時期等に個人差がある。2点目、医療・保健関係者は、1カ月健診の時点、また家庭訪問の時点など、その時々便の色しか確認できないために限界がある。3点目に、毎日赤ちゃんと接している保護者が胆道閉鎖症についての知識がなければ、発見がおくってしまうということです。これらの課題を踏まえ、今後、より効果的なカラーカードの使用方法を確立するためには、保護者、医療従事者、保健関係者がスクラムを組むことが大変重要になってきます。

具体的には、医療・保健関係者が胆道閉鎖症について理解を深め、生後2カ月過ぎまでの赤ちゃんの便の色や症状をさまざまな機会をとらえて確認すること。また、保護者が胆道閉鎖症についての知識が得られるように指導するとともに、特に生後4カ月過ぎまで赤ちゃんの便の色に注意を払うよう積極的に指導を行い、保護者に意識づけをしていただくことが不可欠と思いますが、今後どのように取り組まれていきますか、健康福祉部長のほうにお尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

健康福祉部長 浅野 明君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

それでは、胆道閉鎖症発見のための推進方法、今後どのように取り組むかについてお答えしたいと思います。

胆道閉鎖症発見のための取り組みにつきましては、出生児に見られる胆道閉鎖症は、胆管に原因不明の炎症が起き、胆汁をうまく出すことができない病気でございます。およそ1万人に1人の割合で発症しております。早期発見、発症した場合には早期手術が必要な病気だというふうに認識しております。

症状は、生後二、三カ月までは黄疸や白っぽい黄色の便が出ることが多いわけでございます。便色を日常的に観察することで早期発見につなげることができるというものでございます。

このため、保護者自身が自宅で赤ちゃんの便の色を確認できる便のカラーシートが有効とされております。

本市におきましても、県より配布されました便色カラーシートを母子健康手帳の交付時に妊婦に個別にお渡しし、胆道閉鎖症についての知識啓発に努めているところでございます。

また、出産後、このカラーシートで1カ月健診の際に赤ちゃんの便の色をチェックし、医療機関へ報告し、異常が疑われる場合は専門の医療機関を受診するように説明に努めているところでございます。

赤ちゃんが生まれましてからは、保健師・助産師等の家庭訪問によりまして、育児相談等とあわせて啓発に努めております。

さらに、24年度からは母子健康手帳の改正に合わせまして、1カ月健康診査の記入欄のところにカラーシートをとじ込むこととし、注意喚起を促しているところでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

[4番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

先ほど1万人に1人という、また9,000人に1人とも言われていますが、それは全国平均であって、例えば川崎市のある産婦人科では、3年半の間に2人胆道閉鎖症のお子さんが出ています。また、約800人の赤ちゃんを取り上げている横浜市の助産院では、2人の胆道閉鎖症のおさんが生まれている。これはやはり1万人に1人といえども、いつ、どこで生まれてくるかわからないという、そういう中でこういった便のカラーカードでチェックをするということになったと思います。

脳出血を起こすと、開頭手術が先に行われるので、その後、状態が落ちつくまで葛西手術ができません。この葛西手術というのは、胆道閉鎖症の手術のことを葛西先生が初めにやられたということで葛西手術というわけですが。また、後遺症も抱えて生きなければならないという。病気は防げないけれども、黄疸、便の色でそれを早期発見するという、そういった知識を、だれもがなるわけではないかもしれないけれども、万々が一、自分の子がそうかもしれないという、そういった知識をしっかりと植えつけていける。また、小児科医のお医者さんも、今の話で1万人に1人ということで、そういった胆道閉鎖症に実際に出会ったことはない、そういった治療をしたことがないということで、知らない方も多くみえるというそういったことがあります。

そういう意味で、しっかりと啓発をしていただいて、実際に母子手帳をいただくときには14回の無料券の説明とかいっぱい説明することがありまして、胆道閉鎖症のことまでの説明というのはなかなかされていないのが現実ではないかなというふうに思いますので、今後、しっかりとそういったことにも取り組んでいただいてほしいという要望をしておきます。

次に、2点目の新生児聴覚検査助成事業についてお尋ねをいたします。

この母子手帳をいただくときに、そういったことの資料もいただくわけですが、岐阜県の新生児聴覚検査支援事業を受託した医療機関で検査を受けないと助成されないという、そういうことなんです。そのことがなかなか周知徹底はされていない。一応書いてはありますけれど、じゃあ自分がかかっている産婦人科が県の指定を受けているのか受けていないのかというのはなかなかわからないという、一覧表があるわけではありませんので、わからない。

実際に私の知り合いの方で、今度こういうふうになったんだよという話をしまして、その方は各務原の病院で聴覚検査を受けました。領収書を持って市のほうに行きましたら、おたくの受けた産婦人科はこの県の認定を受けていないからだめですというふうに言われてしまったということで、そういったことがやはりわからないで、わずか3,400円の補助ではありますが、やはりそういったことが丁寧に周知徹底をしていっていただきたい。

また、なぜその県の支援事業を受けた医療機関しかだめなのか、その県の支援事業を受託するにはどういう条件があるのかという、そういったこともわかれば教えていただきたいというふうに思います。そして、今、言ったような医療機関の拡大ができないものか。そして、例えば里帰り出産をされた方は、岐阜県の指定でありますから、県内で里帰りの方はそういったことが受けれるわけですが、県外の方はもう初めから対象外というふうになってしまうのか、その点をお尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

健康福祉部長 浅野 明君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

それでは、新生児聴覚検査助成事業ということでお答えさせていただきます。

新生児聴覚検査事業につきましては、生後1ないし2日ごろの入院中の赤ちゃんを対象にしまして、睡眠中に頭に専用の機器を張りつけ、ささやき声ぐらいの小さな音を聞かせて、音が聞こえたときに出る脳波の一種を検査するものでございます。

県において、新生児とその保護者が安心して検査を受けられる体制の維持、支援体制等の充実及び市町村の検査支援と相談体制の充実を目的といたしまして、平成20年度からこの事業が実施されております。

この事業の中で市町村の役割といたしましては、検査に対する助成がでございます。平成23年度現在、県内42市町村中33市町村が助成を行っております。本市におきましては、平成21年度より市実施要綱を創設いたしまして、出生後2日ごろの初回検査及び要再検となった場合の確認検査に要した費用に対しまして3,700円を限度として助成をしております。

また、この事業の普及・啓発につきましては、市くらしのガイドブックによる広報や母子健康手帳の交付時に行っております。新生児訪問、赤ちゃん教室及び乳児健診等の際に、検査の受診の有無や助成申請について確認をしているところでございます。

本市実施要綱で対象とされている方は、新生児の保護者で市内に住所を有する者であり、県内の38医療機関で検査を受けられる方が対象であるため、県外で検査を受けられる方は助成の対象とはなりません。

なお、聴覚検査の機器がない医療機関で出産した場合には、県内5圏域の6医療機関において外来検査が実施されており、検査を受けることができるようになっております。

最近、3カ年の申請状況をお話ししますと、平成21年度は139名の方が申請をしてみえます。また平成22年度におきましては212名、平成23年度2月末でございますが、182名の方が申請をされているという状況でございます。

また、医療機関の拡充ということでございますが、新たな申請ですね、新たに医療機関が新設された場合は、県のほうから依頼をいたしまして、そして、その申請に基づいて認可していくという方法をとっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

今の里帰り出産をされた方の場合は、やはり対象外ということで、受けれないということでしょうか。ちょっとそここのところが。

○議長（遠山利美君）

浅野君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

本県市内の方が他府県で出産された場合には、現在のところ対象としておりません。現在、隣接の愛知県、三重県等、隣接の他府県がこういった事業に取り組んでないと。各自治体での対応ということになっております。この他府県で出産の場合の里帰り出産につきましては、今後、検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

今後そういった、喜んでいいですか、受けて大丈夫だったということで、領収書を持っていったときに、おたくの産んだ病院は違ってますよというようなことがないように、あらかじめそういったこともしっかりわかるようなそういったシステムをしっかりとっていただきたいことを

要望して私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（遠山利美君）

6番 高田文一君の発言を許します。

○6番（高田文一君）

それでは、議長の許可のもと、通告に基づきまして本日は3点についてお聞きをしたいと思えます。

2番目、3番目につきましては、昨年の大震災以降、あるいはそれ以前からも、毎回、先輩議員たちが質問されておりますし、また今、船渡議員も防災対策では減災等々についてお聞きになっております。目指すところはお互いに、あるいは求めていくところはお互いに同じじゃないかと思えます。そんなに差異はないと思えますが、それぞれの視点でお聞きをしていることだと思えますので、私もそういう意味であえて質問させていただきます。ですから、何度も何度もお聞きをすることではないなと今は思ってますけれども、よろしく願いいたします。

一つ目は、本巣保育園・本巣西保育園の施設及び跡地利用計画についてでございます。

臨時議会が行われ、本巣保育園の改築工事が着手されました。そういう意味で、利用している家族や、あるいは周囲の市民の皆さんから、見なれた風景がどうなるんだろうと、率直に、あるいは素朴に感想を述べたいと思えます。

本巣保育所につきましては、もう49年3月でございますから38年、西保育所につきましては53年3月ですから34年、建築をしての建物でございます、そういう歴史の重み、あるいは愛着を十分感じながらも、実はお互いに市民の皆さん顔を合わせると情報交換をしたり、あるいは、ある自治会ではもう具体的にこんなことはどうだろうというふうに例を挙げて協議をなさっておられるところもございます。

しかしながら、土砂災害危険区域の指定や耐震診断調査結果を私は承知しております。そんなこととお話をしてるんですが、やっぱり興味があり、長年住んでいる風景等々がどう変わることにしても御心配をなさっておりますし、もちろん保護者の方たちは新しい施設に期待を持っておられます。ですから、どんな利用方法が今考えておられますか、お聞きをしたいわけでございます。

まだまだ市としては、正式にといいましょうか、公に利用方法についてはまだ発表なさっていないような気がしますし、私ももちろん聞いておりませんので、そういう意味では、現時点でのお考えをお伺いしたいと思えます。

例えばというふうに勝手に今思っていることを書きましたが、施設周囲の景観をやっぱり十分考慮して、例えば西保育所にしてみれば螢保護条例の席田用水の蛍や古木の桜、あるいは本巣保育所行きますと歴史のある神社、あるいは市の指定文化財等の環境、そういう環境を十分生かした子どもたちから老若男女が自分たちの時間でその場へ行って自由に遊び、あるいは交流し合ったり、話し合ったり、軽スポーツをしたり、そんなことのできるふれあい広場などが考えられるわけです。

先ほども言いましたように、この地域の人たちが今どんなことを思ってみえるのかなど。私たまたま個人的なことでございますけれども、今、3月は各自治会の総会がございまして、その保育園

を利用なさっている地域の自治会約7カ所、お邪魔をしたわけですけど、そんな中で実はもう既にある自治会の総会の資料で、建物の利用についてはこんなことが考えられると。これ、その自治会の資料でございますので、そうだと、そうしろということじゃございませんが。

一つは、建物を利用すると宅老所みたいな高齢者のサロン、そんなことができないか。あるいは農家がつくった野菜や果物を販売するまちの駅、道の駅じゃなくてまちの駅、それからお母さんの手料理食堂、こだわり豆腐づくり作業所とかアートセンターとか、そんなことが考えられるよということを、ある自治会の総会で資料として配布なさってございましたが。そういうふうには、いろいろ地域の人たちも今の施設、あるいは跡地を、それぞれの立場で、それぞれの思いで語っておられる現実でございます。

ですから最初に、それでは施設を再利用する方針はどんなことがあるのかなということをお聞きしたいと思いますが、先ほど言いましたように、耐震の2次診断調査結果、22年の全協でいただいたんですが、御存じのように、本巢保育園につきましては、耐震性は劣る。これで耐震補強工事をするると3億2,000万円ぐらいかかる。西保育園につきましては、非常に劣るという判定が出まして、それで、これも補強工事をするると7,000万円ぐらいかかるという報告をいただいたところでございますし、お金のことにつきましては、市長の予算編成方針、22年度、23年度も同じことが書いてございまして、市の自由に使える一般財源が10億円ほど要る、減っていくということ、23年、24年もおっしゃってますし、今年度につきましては、市税につきましては50億円で、前年対比1億2,500万円、そういう現実であるので、市としては収入に見合った歳出規模、財政構造というのは必要である。十分承知をしておるんですが、市民の皆様はいっぱいそういうことを思ってみえますし、夢を語っておられますので、ぜひ、現時点でのお考えをお聞きしたいと思います。1番の施設を再利用する方向性はあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

健康福祉部長 浅野 明君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

それでは、本巢保育園・西保育園の施設及び跡地利用計画についてお答えしたいと思います。

本巢保育園・本巢西保育園につきましては、現在、新たな場所で改築工事に着手し、平成25年2月の完成をめどに建築を進めているところでございます。

新園舎完成後の現施設の再利用の考え方につきましては、既設園舎は、耐震診断及び耐力度調査の結果においても基準を下回っております。現状のまま利用することができないということから、取り壊す方向で検討をしております。よろしく申し上げます。

〔6番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

高田文一君。

○6番（高田文一君）

そうだというふうには予想はしてございましたが、やっぱりそれ取り壊しますと、そうしますと残

るが土地でございますね。土地は、それじゃあどういふふうに今活用方法を考えておられますかということですが、私がさっき言いました周囲の環境を十分に考えていただいたりすることがいいのかなと思ってます。

例えば、本巢保育所につきましては、土地については借地でございますね。西のほう、たしか4割ぐらいですかね、面積的にちょっと覚えてませんが、4割ぐらいが多分借地でございます。西保育所は、逆に東のほうが河川敷だというふうに思ってるんですが。そういう意味で、そういう場所でございます。

そして、歴史云々と言いましたが、本巢保育所の西側には神社がございます、その神社は非常に古いものでございまして、聞くところによると、佐々木小次郎が立ち寄ったという書があるというふうに聞いております。その神社の手前にシイの木というのがありまして、これが市の指定天然記念物でございます、樹齢が400年と言われてます。そして、このシイの木も台風で上のほうが実は折れてしまって、下のほうは古くなってしまって穴があいてるんですが、何とか400年の長い歴史をきちんと守っております、周囲の子どもたちはもちろんのこと、私たち大人もあのシイの木については非常に印象があり、あそこは遊び場であったというふうに思ってます。そういう思いがあったり歴史があるところでございますが、そんなことも含めながら更地にするわけですね、建て壊すということですから。そうしますと、そうした場合の計画、活用方法は今どんなふうにお考えか、お聞きをしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

健康福祉部長 浅野 明君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

更地にした後の計画という御質問でございます。

今、御説明いたしました、この本巢保育園の地域につきましては、土砂災害警戒区域という指定を受けております。したがって、更地にして、現状のままの再利用ということは非常に難しいわけでございます。更地にいたしまして、その後の跡地の活用方法につきましては、地域の御意見等を踏まえながら有効利用が図れるよう検討してまいりたいというふうを考えております。よろしく申し上げます。

〔6番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

高田文一君。

○6番（高田文一君）

なかなか有効利用というふうに言われても、いろんなことが多面的であって考えられますけども、ぜひ、先ほど何遍も言ってますように、あの地域の皆さんの、あるいは利用されてる家族、保護者の皆さんのどうぞ御意見も十分聞いていただきながら、そして、地域でできることもあると思います、きっと。そういうことで、いわゆるこういうことも協働ではないかと思いますが、有効的な、有効的に使わせていただきますけれども、土地利用について今後積極的に進めていっていただきたい

いなというふうに要望としてお願いしたいと思えますけれども、よろしくお願ひいたします。

二つ目でございますけれども、自主防災組織間の連携強化についてお聞きをします。

仮称と書きましたのは、例えば本巢市自主防災組織連絡協議会というような組織をつくって、これからの市民の財産や生命を守ることに、情報交換なり協議を進めたり、実際にどうしているかということを決める一つの機関があってもいいのではないかとこのように思いました。

それは、本当によく言われるんですが、最近の地域社会のつながりの希薄化ということが随分言われています。逆に今回の震災の教訓の中では、何度も何度も言われますけれども、地域であったり家族であったり、そういういわゆるきずなが本当に意識をされたこの時期でございますので、やっぱり鉄は熱いうちに打てではございませんけれども、そういう思い思いをいっぱい持っている。しかし、それはやっぱり実践に向けていかないと、こういう災害には向かっていけないのではないかと思っています。

希薄化になる現代社会は、少子高齢化の社会がますます進んでおったり、核家族であったり、単身者の増加、そういう社会構造であるということがよく言われるわけです。しかし一方ながら、前年度のような大きな自然災害、災害が急増します。また一方では、犯罪や事故というものが多発して、地域社会がどうも不安になっていって、だんだん何か知らないけども、簡単にマスメディアであったりコンピューターであったり、そういうものに頼りながら生活をされる方が多いと言われていきます。

しかし、今、再認識をしなきゃいけないのは、やっぱり地域であったり近隣のつながり、そういうことではないかというふうに思っています。そういうふうに自主防災活動が実は地域のコミュニティーづくりにもなるのではないかとこのように思っています。

例えば総合計画の中にもございますように地域のコミュニティーであったり、前回、県知事が答弁をされたアンケートの結果が報道されておりましたけれども、県内の自治会長さん約630人の回答があったんだそうでございますけれども、今、必要なのは、地域のつながりが必要だ。その理由は、災害時に助け合うことだというアンケートの結果が82%も出たというふうに、12月議会の知事の答弁がありました。

そういうことは、そのとおりだと思いますし、今、自主防災組織というものの意味は、当たり前なことではございますけれども、自分たちの地域は自分たちで守るという、やっぱり自覚、連帯感が必要である。そして、自主的に結成する組織であって、災害による被害を予防し、軽減するというふうな、そんな活動をする組織であります。自主的ではありますけれども、市町村のやっぱり任務もございまして、その充実にやっぱり努めなければならないというふうに、法的にもはっきりと明記がしてあります。

防災を初めとする地域の安心・安全な暮らしへの関心や意識が日常生活の中で高まることによって、自主防災活動が活性化するとともに、希薄になりつつある地域社会の連帯意識が醸成されるのではないのでしょうか。

このたびの東日本大震災のような大規模災害が発生すれば広範囲に被害が発生するため、身近で

の防災活動に加え、近隣の自主防災組織と連携し、ふだんから災害時に相互に協力し合える体制を築いておく必要があると思います。

また、地域防災全体について、行政と地域組織が連携・協働して安全な地域づくりに取り組むことが、市民の生命と財産を保護することになるのではないのでしょうか。

具体的なことではございますけれども、講演会やボランティア活動者等の研修、あるいは組織間の連携強化を進めていく、そういうことが求められているのではないかと考えています。

それで、本市の自主防災組織というのは、多分、どこも自治会長さんを中心にして組織をつくっておられるのではないかとと思うわけですが、一つ目として、そういう自治会長会を発展してといいますか、お互いに意見交換を重ねながら、ひとつこういう組織の設立について検討されることを望むわけですが、そのことについてお聞きをいたします。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

それでは、自主防災組織間の連携強化のための組織の設置ということで、自治会長会を発展しての位置づけにつきましてお答えさせていただきます。

自主防災組織につきましては、災害時における自助・共助のための組織でございますが、市民の皆様による任意の設置組織である自治会を単位としての組織でございます。また、その規模や構成員の年齢構成などさまざまであり、災害時における活動能力も異なるものでございます。したがって、大規模な災害が発生した場合には、議員御指摘のとおり、複数の自主防災組織が相互に助け合い、連携して対応していくことが必要な場合も想定されるわけでございます。

現在、地域自治会長会のつながりにより、近隣の自主防災組織が情報交換を行っている事例も見受けられるわけでございますが、議員御指摘の本県市自主防災組織連絡協議会のような連携組織を立ち上げまして、平素から協力体制を整え災害に備えていくことも、自主防災組織の強化に効果的であると考えられることから、今後、自治会長会におきまして提案を申し上げ、協議をしながら進めてまいりたいと考えておるところでございますので、御理解願いたいと思います。

〔6番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

高田文一君。

○6番（高田文一君）

急遽、進めていただけたという前向きな答弁をいただきました。

それで、できればこういうことはなるべく早く進めていただくことがいいのかなと考えてます。

きのうの北海道、東北、北関東に2回の地震が発生して、本当にいつ、どんな災害が起こるかわからないということを本当に日に日に思い知らされていることと、やっぱり市民の皆さんも不安であるように思います。ぜひ、そういうことを進めていただく、本当に早く着手を、総務部長は3月で終わりですが、ぜひ強力に引き継いでいただきたいと思うわけでございますけれども。

先日、くらしのガイドブック2012年の保存版が各家庭に配布をされて、あれは保存版でございますけど、何か見ておりましたら、地域の防災活動に積極的に参加しましょうというのがございまして、ちょっと読ませていただきますと、災害時の防災活動は公的機関だけではなく、混乱して防災活動が十分でないときに何ととっても頼りになるのは近所の方々です。災害に備えるには、自分たちの住む地域は自分たちで守るという自主防災の気持ちが重要です。ふだんから地域の防災上の課題について話し合う、話し合うというのは意思の伝達であったり、考え方であったり、情報提供だということだと思いますけれども、そういうことをしましょうというような啓蒙、宣伝が記事になっておりました、本当にそのとおりだと思いますので、ぜひ早くそういうことを、早くという言い方はよくないと思いますけど、組織をつくっていただいて、市民の皆さんに理解をしていただくような、あるいは自意識を高めてもらうようなことが非常に大事ではないかと思います。

そんな中で、自主防災組織の中では訓練というのがあると思いますし、年に1回、市でも行われています。

先ほども船渡議員が触れておられました奇跡のというやつ、私も非常に注目を浴びて、はあっと思っ読んでおったんですが、同じ避難訓練をしたったんですね、あのとき。わずか600メートル、そうですよね、船渡議員、600メートル離れたところで同じように避難訓練をしてたんですね。片っ方は1人の犠牲者も出さなかった。片っ方は100人以上津波に飲み込まれてしまった。片っ方はといいますと、先ほども船渡議員触れておられましたように、中学校では防災教育が進んでおって、避難は、避難訓練も、とりあえず津波が来たら高いところへ、高いところへ高いところへ行けど、逃げろということで、この中学校の212名の生徒と先生16人が全員犠牲者も出さなかった。片っ方は、住宅地に近いところに防災センターができたんだそうですね、3年前に。本来は高台のお寺が避難場所だったのに、ここが問題なんですけども、避難される方が何人という統計を出さなきゃいけない。避難率が高くしたほうがいいということで、その防災センター、たしか3階建てだと思いますが、本来の避難場所じゃなくて、その防災センターへだあっと住民の皆さんが100人から200人集まって、もう津波が来る、2階へ、また津波が来る、3階へ、最後は行き場所がなくて100人以上の方が津波に飲まれてしまったんですね。

この自主防災組織もそうなんですけども、避難訓練もそうなんですけども、やっぱり形だけではなく、一つの統計的なことではなくて、自分たちが住んでるところをいかにどうしようかということだと思うんですね。そして自分たちで、目で、足で確かめながら地域をきちんと知っておくということ、一つの、例えば今避難訓練の例を挙げましたけども、そういうことはやっぱり身近な自分たちが自分たちを守るというのが自主防災組織ではないかと思いますので、ぜひ早目に着手をいただいて、そしてお願いをしたいと思います。

そういうことを、地域防災計画もございまして、きちんと特記、きちっと書いておいていただくことも一つの約束事ではないかと思いますが、二つ目の地域防災計画への特記についてお聞きします。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

地域防災計画への特記についてお答えさせていただきたいと思います。

現在、本巢市の地域防災計画には、自主防災組織の育成と強化の中で、他組織との連携対策として、隣接町内会との連絡方法の確立や情報交換について記載させていただいておるところでございます。さらに、議員御指摘の本巢市自主防災組織連絡協議会のような連携組織について記載することにつきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、組織の立ち上げにつきましては、自治会長と協議しながら検討してまいりたいと考えておるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔6番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

高田文一君。

○6番（高田文一君）

ありがとうございます。

私も防災計画の持つてゐるんですが、35ページから36、37にわたって、自主防災組織の育成強化というところがございますので、今おっしゃった答弁いただいたようなこともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3点目の質問をさせていただきます。

織部の里もとすとNEO桜交流ランドを特定の避難場所としての活用についてお聞きをしたいと思ひます。

先ほど船渡議員もおっしゃいましたように、24年度の予算の中には地域防災計画の改定であったり、防災マップの作成、あるいは防災倉庫整備等々、防災関係の事業が多く計画されてます。しかしながらではございませんが、災害は本当に多くの災害を想定をしないといけないと思ひてます。地震、豪雨、豪風はもちろんのこと、地すべり、洪水、豪雪、さらに土砂災害の警戒区域が指定されておりますので、がけ崩れであったり、土砂流であったり、地すべり、もう一つは人家火災もやっぱり想定の中に考えないといけないような気がするわけでございます。

そういうことで一般質問の、私も一般質問しておりますけれども、市の防災計画、避難所運営指針、ハザードマップ見直し計画があるこの時期にあえてお聞きするのは、どうしても東日本大震災の教訓をもとに、そういう多くの災害を限りなく想定をして、そして、一つの方法として織部の里もとすとNEO桜交流ランドを特定の避難場所、あるいは一時的な避難をするところ、そんな活用ができないかなと思ひます。

特にNEOの交流ランドにつきましては、御存じのように広い敷地がございまして、いろいろ施設もありますし、芝の広場があったりするわけですが、例えば孤立をした場合は有効的な利用方法があると思ひますし、ヘリコプターの離着陸も可能ではないかというふうに思ひてます。そういうことでお聞きをします。

もう一つ、織部の里につきましては、やっぱり季節季節で特に不特定多数の方がたくさんお集まりになってますし、もう一つは、先ほども言いました土砂災害警戒区域が県が発表ございまして、この山の、今回はトンネルの手前だけにさせていただきますが、手前からずっと本庁舎の裏まで指定がされました。そうしますと、地域の公民館の避難をする場所であったり、避難所である小学校、中学校、保育所もそうですが、こういうことが今、地域防災計画の中で検討はされておると思いますが、先ほども言いましたように、いつ起こるかかわからないこの災害について、そういう一時的に避難ができるところが、その織部の里がどうかと。例えば根尾川が決壊した。あの周囲の人たちが素早く一時的に避難ができる、そんなことも考えられるんですが、そのことについてまずお聞きをしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

織部の里もとす・本巣市NEO桜交流ランドを避難所として活用することについてお答えさせていただきます。

まず、議員御指摘の本巣市NEO桜交流ランドにつきましては、土砂災害等により集落が孤立した場合に備えまして、NEOキャンピングパークとともに、指定管理者の指定管理に係る協定の中で避難所として活用できるよう、その旨を盛り込んだ協定締結の準備を進めているところでございます。

同時に、災害用トイレや発電装置等の備蓄機材につきましても、これらの施設のあきスペース等を活用させていただき備蓄できるよう、今後、指定管理者と調整してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、織部の里もとすにつきましては、先ほど議員が御指摘のとおり、その駐車場を、今後、岐阜県により土砂災害警戒区域に指定される予定でございます。避難所として利用することは、今のところは見合わせたいなというふうに考えておるところでございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

高田文一君。

○6番（高田文一君）

NEO交流ランドにつきましては着々と進めていただいておりますが、これもひとつ早くお願いしたいと思っております。

二つ目の織部の里につきましては、今ちょっと聞き漏らしたかもしれません。駐車場が危険区域なんですか。そうですか。私はさっきも言いました、ずっとここ山の指定区域という調査書を持つてるわけなんですけど、図面これ持つてるんですけども、岐阜県が出したやつ持つてるんですけど。

そうしますと、もう一つは、駐車場のいわゆる東の山は御存じのように住友セメントの粘土山なんですね。粘土山が実は私が知るところによりますと、昨年5月末で採掘を終了して閉山をした

という話を聞いてます。閉山するには条件があって、地元の人たちの条件ももちろんありまして、採掘跡はきちんと保安整備をして、そして残すということなんですね。

ですから、集中豪雨があっても、上のほうで一時的なため池をつくったり、あるいは残ったこの壁ですか、掘り終わった壁などでもきちんと崩壊しないように固め、あるいは外形もよく、緑のものを入れるとか、いろんな条件を備えて整備をきちんとするというのを聞いておりますが。そういうことであれば、何とか先ほども言いましたように一時的にでも避難ができるように使えないかなと思うんですが。副市長に本当は通告しとけばよかったんですけども理事長なのであかんもんで、産業建設部長に、あの施設の管理をする立場として、何か今防災のことを設備があるのか、あるいは将来、そういう防災について何か検討されてることがあるのかどうか、ひとつお聞きをしたいんですが。

○議長（遠山利美君）

産業建設部長 坂井君。

○産業建設部長（坂井嘉徳君）

今、総務部長のほうから駐車場の件がそういう指定区域に入ってくるということをお聞きをいたしたところでございますが、どちらにしましても、この指定管理者制度の施設、ほかにも大きな施設がたくさんございます。そういうところに逃げたときに災害が起きたときを想定しますと、やはり何がしかのこの緊急的な食料等の保持、こういうものは将来考えていく必要があるというふうに考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

高田文一君。

○6番（高田文一君）

ありがとうございました。

地域防災計画の策定中でもあろうかと思えますし、市長もおっしゃってました防災マップを新たにつくられるということですが、そういう冊子には時間を要すことだと思うんですね、これ。今のある地域防災計画とマニュアルがあつたり、こんな厚いのが2冊あるわけですので、大変な時間がかかると思えます。

しかしながら、災害等については本当にいつ来るかわからないので、わかりやすく、早く情報提供できるような別物をつくっていただいて、市民の皆さんに知ってもらう、そして、共助と自助と公助はいつも言われることですが、三者が一体になって、やっぱり自分たちの地域を守りながら命と財産を守るということをみんなで理解し合って共有することが必要だと思いますので、何か早くそういう情報提供できるような方法を考えてほしいと思えます。

そして、限りなくいろんなことを想定するためには、今回は質問に入れてませんけれども、ゴルフ場なんかも本当にいい、ある災害によってはいい避難をするところではないかと思えますが、そういうことも含めて、今後、検討を加えていただきたいと思えます。要望で終わります。以上、あ

りがとうございました。私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（遠山利美君）

暫時休憩します。10時40分から開会しますので、よろしくをお願いします。

午前10時19分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 道下和茂君の発言を許します。

○9番（道下和茂君）

ただいま議長の許可を賜りましたので、順次、質問をさせていただきます。

今定例会最後の質問者となりましたが、質問事項がたくさん列記してございますので、早口になるかと思いますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、1番目の山林整備について質問をいたします。①について4点一括し、お尋ねをいたします。

1点目は、森林整備加速化・林業再生基金は3次補正で制度変更がされたが、市内の森林整備にどのような影響があるのか、お尋ねします。

2点目に、今後、間伐が必要な森林整備を木材生産林と環境保全林に区分し、加速化基金や事業補助と環境税の財源を充て整備されますが、森林整備事業の対象森林を生産林と環境林に区分した場合、本巢市の山林ではどのような数値になるか、お尋ねをいたします。

3点目に、生産林の間伐事業では、5ヘクタール以上はヘクタール当たり10立米以上の搬出義務、0.1ヘクタール以上は20立米以上の搬出義務となっています。本巢市の山林は道路や集落に比較的近い人口林で整備され、人工林で整備のおくれが多くあります。そうした山林の1筆当たりの面積は小さく、所有者が混在したり、過疎化による不在所有者が多く、1所有者だけでは計画が困難となるケースが多くあります。

また、こうした山林では、集約化に経費がかさみ、補助のほうは低くなっております。5ヘクタール以上に集約化が整えば、公共の国・県補助事業で行い、0.1ヘクタール以上の条件不利地の山林は国費100%の加速化基金事業で整備します。このことは、言いかえれば基金事業で計画を立てにくくしているのではないかと疑問を持っております。

また、路網整備事業では、変更前のメーター当たり5万円、1万4,000円、2,000円の3区分を制度変更により、作業専用道はメーター当たり2万5,000円と森林作業道は2,000円の2区分とされました。作業専用道においては曲線半径が従来の6メートル、8メートル以上が12メートル以上や勾配などが林道規格値に近い規格に制度変更がなされております。美濃地方の山系では、御承知のとおり急峻な山林が多く、整備が以前より事業推進が困難になると考えます。整備のために、環境破壊や経済面からも所有者、事業者から敬遠されるのではないかと大変危惧をしておるところでござ

います。そうしたことから制度変更で事業が取り入れにくくなっていませんか、お尋ねします。

また、4点目の場所によっては制度緩和を求める要望は行っていますか。あわせて4点一括してお尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

答弁を林政部長に求めます。

林政部長 奈良村竜生君。

○林政部長（奈良村竜生君）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず、森林整備加速化・林業再生基金（復興木材安定供給対策）の制度変更による森林整備への影響についての御質問にお答えいたします。

この制度変更は平成24年度から行われるもので、森林整備への影響としましては、作業道の開設事業におきまして規格・構造の変更により採択が困難となる影響が出ております。

次に、森林整備事業の対象森林を生産林と環境保全林に区分をした場合の数値でございますが、本市におきましては森林整備対象森林、生産林、環境林と区分した数値はございませんが、間伐実施対象森林としまして9,921.82ヘクタールございまして、これを平成22年度から平成26年度までの5カ年間で1,355ヘクタールの間伐を計画しているものでございます。

制度変更で事業が従来より取り入れにくくなっていないかでございますが、事業採択の要件が、議員御指摘のとおり、間伐につきましては搬出材積が1ヘクタール当たり20立法メートル、作業道につきましては林道専用道規格によります曲線半径12メートル以上、縦断勾配は原則9%以下と大変厳しいことから、事業の採択を要望することができない状況になっております。

したがって、採択要件の緩和が望まれることから、次の御質問に対する回答につながってまいります。場所によっては条件緩和の要望は行っているかについてでございますが、国に採択要件であります指針の規格構造等の緩和につきまして要望していただくよう、県をお願いをしております。今後につきましても、引き続き他の市町との連携を図りながら県をお願いをしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

〔9番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

道下和茂君。

○9番（道下和茂君）

ただいまの答弁の2点目につきましてでございますが、県では生産林と環境林の区分をされて事業を推進していこうとしておられるわけでございますが、本巢市では区分されていないと言われました。これは間伐をしなくてはならない生産林と環境林に区分されていくということでございますので、今、部長答弁はいささか理解に苦しむところでございますが、それはそれといたしまして、制度変更で影響があり、取り入れにくくなっておる。また、ほかの自治体との連携なども行い要望されるとのことでございます。この制度変更は3次補正でなされており、昨年、決められておるわけでござ

ございます。そういったことで、新年度におきましては既に計画が進んでおるかと思いますが、今どうこう言いましても仕方がないかと思いますが、早急の要望を願いまして次に進みます。

次に、②について2点一括してお尋ねします。

私のように山間地に居住する者は、旧根尾村時代からの念願がかない、大変ありがたく思っております。県によるこの施策の概要によりますと、具体的な事業実施としては5分野、細別で23事業あり、大変興味ある事業もあります。また、市町村から取り組みが提案されれば、柔軟な対応もできるような一定の予算枠を設けられる予定でございます。

1点目についてお尋ねします。環境税導入で本巢市では、今後どのような計画で事業を展開されていくのか、お尋ねをいたします。

2点目に、市町村枠が設けられ、独自の事業提案は今後の課題かと思いますが、現在、林政部が描いているものはありますか、お尋ねします。

○議長（遠山利美君）

林政部長 奈良村君。

○林政部長（奈良村竜生君）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

森林環境税の導入で、今後どのような計画で事業を展開するのかについてお答えをさせていただきます。

平成24年4月から岐阜県におきまして導入されます森林環境税を活用した事業には、上流域の森林整備、里山林整備、下流域の流域清掃活動等の水環境保全、公共施設等の県産材の利用促進、市町村の提案事業等がございます。

従来の補助事業では間伐材の搬出が採択要件となっており、作業道の整備もままならない奥地の森林は放置されてきているのが現状でございます。

森林環境税の導入によりまして、今まで放置されていた森林の整備が進むことが期待できます。

県・市・森林管理署等の行政と森林組合等の事業体が定期的に会議を設けることによりまして、今後一層の森林整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、事業提案についてでございますが、他の部局からも森林環境税の導入に係る県の事業説明会に参加いたしましたので、調整を図りながら今後検討し、下流域での事業にも取り組みたいと考えておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

[9番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

道下君。

○9番（道下和茂君）

ただいま答弁賜りましたが、2点目の私申し上げたのは、各部局の調整ではなくして、林政部の施策としてはどのようなものを考えられているかとお尋ねをしたわけでございます。今の段階ではないが、これから提案をしていくということにとらえてよろしいですかと。

また、沿道修景につきましてでございますが、一般財源での予算ですが、環境税もあわせて行い、事業推進を少しでも進めるということは無理なのか。また、新年度の場所は、どこを予定しているのか、お尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

林政部長 奈良村君。

○林政部長（奈良村竜生君）

林政部の施策としては、今の段階ではないが、今後、考え、提案していくととらえてよいかでございますが、ただいま議員が述べられましたとおり、これからよく考え、検討を重ねて、提案できる事業につきましては提案してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

続きまして、沿道森林修景整備に森林環境税を活用できないかでございますが、採択要件の中に、事業を行った後、標準伐期齢の2倍までは間伐できないという規定がございます。この標準伐期齢といいますのは、スギが40年、ヒノキが50年でございます。したがって、標準伐期齢の2倍といいますと、スギが80年、ヒノキが100年ということになるわけでございますが、これまでは伐採できないということになりますことから、地権者の同意を得ることが非常に困難になることが考えられます。今後は地権者の同意が得られれば活用したいと考えますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、今年度の計画場所はどこかでございますが、平成24年度からは本巢地域、根尾地域で、それぞれ各1カ所を計画したいと考えておりまして、24年度につきましては、本巢地域では佐原金原地区で1ヘクタール、根尾地域では根尾神所地区で0.8ヘクタール、合計しまして2カ所で1.8ヘクタールを計画しておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

〔9番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

道下君。

○9番（道下和茂君）

次に、③について2点一括してお尋ねをいたします。

1点目は、現在、市有林は、これは市有林とは私やなしに市の持つておる市有林でございますが、台帳面積で676.35ヘクタールありますが、市有林の整備計画はどのようになっていますか、お尋ねします。

次に2点目、市有林は一般財産として財産管理と整備予算は総務部で行い、整備計画の現地踏査、事業管理は林政部が行っているが、境界や山林の保全も含めて現地に精通した山林事業者などに保全管理と整備を委託したほうが保全と整備計画が立てやすいのではないかと考えております。事業者などに委託するか、市が50%弱出資の本巢市森林組合に委託すれば、組合の長期経営計画も立てやすくなり、また経営の安定化にもつながります。そうした委託の考えはありますか、お尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

林政部長 奈良村君。

○林政部長（奈良村竜生君）

それでは、今後、市有林の管理と保全・整備計画はどう行うのかについてのうちの市有林の整備計画についてお答えをさせていただきます。

市有林は公会計で管理する面積は本巢地域で9.61ヘクタール、根尾地域で666.74ヘクタールの合計676.35ヘクタールは、ただいま議員が述べられたとおりの数字でございます。

市有林の整備につきましては、長期の整備計画としては現在持ってございませんが、23年度から根尾下大須地内での実施、24年度におきましても引き続き整備を行うことといたしております。

今後におきましては、総務部との調整を図りながら計画的に市有林の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしく申し上げます。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、市有林の管理に関係いたしまして、山林事業者に管理整備の委託ということが考えられないかというお尋ねでございます。

市有林の良好な管理や保全を行うためには、境界を明確にして整備計画を立てていくということが必要でございます。

先ほどお話もございましたように、合併前の旧根尾村では、現地に精通したということで、先ほど50%以上の出資云々というお話をされてましたけども、もとす郡森林組合にいわゆる現地踏査とか境界確認というのを委託して、計画的に整備を行っていたという経緯もございます。

こうしたことから、私どもといたしましても、今後、旧根尾村時代にやってもらったのと同じようなことをできないかというふうに考えておまして、もとす郡森林組合にこういった管理を委託することによって市有林を管理し、またそして、もとす郡森林組合にもいわゆる経営の安定ということですかね、そういうものにもつながって森林組合も充実していくというのにもつながっていくんじゃないだろうかと思っております、ぜひ今後、もとす郡森林組合に旧根尾村でやったのと同じような方法ができないか。ちょっと施工方法とか発注方法というのを説明させていただいて、前向きに進めてまいりたいというふうに思っております。

〔9番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

道下君。

○9番（道下和茂君）

1点目の公簿面積がかなりのヘクタールあるわけですが、これは実際はかりますとかなりの開きがあるかと考えます。それで境界の明確化のためにも三角点測量を順次行っていく必要も考えますので、課題として検討をしておいてください。

それから2点目は、組合への指導事業補助のあり方ともあわせまして御検討を願ひまして、この件につきましては終わります。

次に、④の本巢市の山林政策と施策についてをお尋ねします。

林業加速化基金、清流の国ぎふ森林・環境税による事業や従来の国・県補助事業などを推進するのは重要なこととあります。多面的な機能を持つ森林の重要性を考え、市長の本巢市の山林政策と施策の考えをお尋ねいたします。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、今後の本巢市の山林政策と施策というお尋ねでございますので、お答え申し上げたいと思います。

議員御指摘いただいたとおり、森林の持ついわゆる多面性というのがあります。水源涵養ですとか生物多様性、国土保全、生活環境保全、山地災害防止というようなもろもろの機能を持っておるわけでございます。

こうした多面的な機能を持っております森林をしっかりと守っていく、そして維持させていく、そしてまた機能を発揮させていくというものには、この森林をしっかりと整備していくということが必要であると、また重要であるというふうに思っております。

そういったことで、山林政策といたしましては、今後とも計画的な育林や林道・作業道の整備の推進、また林業経営の安定化を図って、森林の有する多面的な機能整備を総合的かつ高度に発揮させるための森林施策に努めてまいりたいというふうに思っております。

具体的な施策といたしましては、既に本巢市として取り組んでおります間伐材搬出促進モデル支援事業補助金、また間伐事業補助金、間伐促進作業道支援事業補助金、獣害防除事業補助金というようなことで、県、それから国等々の事業に加えて、本巢市として単独で今こういった事業にかさ上げ等の助成を行っておりますけれども、今後もこういった森林をしっかりと守っていく、そして整備をしていくということで、引き続きかさ上げ等の助成を行って、この北部地域の森林整備の促進に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、先ほど来、ちょっと議論も出ております森林環境税、県で今度創設いたします5年間の時限の森林環境税でございますけれども、まだ具体的に、先ほどから御指摘もあってまだまだ取り組みがちょっとにすいというお話もされておりますけれども、森林環境税というのをこれからも大いに活用する、そして本巢市の森林整備に生かしていきたいというふうに思っております。これからもまた、いろいろ知恵を出しながら、そしてまた、この北部地域の山をしっかりと県の環境税も使いながら守っていく、整備していくというふうに取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔9番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

道下君。

○9番（道下和茂君）

御答弁ありがとうございました。

山林の多目的な機能などを十分考慮し、現在の市かさ上げ補助や一般財源による事業を引き続き行っていくという市長の考えでございますので、今後とも山林の重要性は十分考えていただきまして次の質問に移ります。

次に、2番の公共施設の指定管理者制度導入と既存の出資法人の統合について2項目お尋ねします。

まず、①について、行財政改革大綱実施計画では、産業建設部所管の1施設、教育委員会所管の4施設は25年に指定管理者制度の導入が計画されております。これらの施設は、施設を設けた目的や意義がそれぞれ違うかと思いますが、また施設の立地条件、自治体規模などや使用方法もそれぞれ違います。長引く景気低迷や経済構造の変化なども加わり、一概に管理経費の削減目的で導入を図っても、施設の当初目的に効果のない施設があると考えます。導入前にぜひとも幅広く意見を聞きながら施設を設けた趣旨、目的などの醸成のため再考の必要があると考えますが、計画どおり実行をされますか、お尋ねします。

○議長（遠山利美君）

教育委員会所管の施設についての答弁は教育委員会事務局長に、産業建設部所管の施設についての答弁は産業建設部長に求めます。

教育委員会事務局長 川村登志幸君。

○教育委員会事務局長（川村登志幸君）

それでは、ただいま御質問いただきました第2次本巣市行財政改革大綱実施計画の中での五つの公共施設の運営主体に指定管理者制度を導入する計画となっているが、計画どおりの実行となるのかということの御質問でございます。

まず初めに、初めと申しますか、私ども教育委員会で所管いたします施設についてお答えさせていただきます。

教育委員会関係で指定管理者制度の導入を検討しております施設につきましては、市民文化ホール、市民スポーツプラザ、根尾谷地震断層観察館、さくら資料館のこの四つの施設でございます。指定管理者制度の導入を検討するに当たりまして、今年度は市民文化ホール、市民スポーツプラザ、この二つにつきまして利用者の満足度ですとか御要望、こういったものを把握するために、昨年秋にアンケート調査を実施したところでございます。また、残る根尾谷地震断層観察館、さくら資料館につきましては同様のアンケート調査を新年度に実施する予定をしているところでございます。

既にアンケート調査を実施いたしました市民文化ホール、市民スポーツプラザの二つの施設につきましては、現在の運営状況ですね、これでも利用者の方の満足度というものは高い評価を得ているところでございますが、さらなる市民サービスの向上と管理経費の削減、こういったものを図るために民間などのノウハウも活用することを考慮いたしまして、既に指定管理者制度を導入されて

おります他の自治体の類似の施設、こういったものを視察などさせていただきまして、また判断していきたいというふうに考えるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（遠山利美君）

産業建設部長 坂井嘉徳君。

○産業建設部長（坂井嘉徳君）

では自席で、引き続き答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

御質問の公共施設のうち、私どもが管理をいたしております富有柿の里について御答弁を申し上げます。

現在、指定管理者制度の導入に向けて調査研究を進めておるところでございますが、この富有柿の里の設置目的、議員も御存じのところだと思いますが、カキの試験研究施設としての発足を見ております。その後、古墳の館、バーベキューテラス、それから陶芸の関係、さらに道の駅ということで農産物の直売所も併設をしておる大きな複合施設というような位置づけができるかと思っております。

そういうふうな経営実態が現実にあるわけでございますが、平成23年度、今年度におきましては、施設管理業務の一部をシルバー人材センターに委託をいたしております。そういうことで、必要最小限の職員とするなどの経費節減に努めているところでございます。

今後、計画では、25年を目途にこの指定管理に向かうという計画でございます。これにつきましては、今後も経費節減に努め有効な施設運営をするような形であらゆる方策、ここでうたっております指定管理を含めたものを講じていく所存でございますので、御理解を賜りたいと思います。

〔9番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

道下君。

○9番（道下和茂君）

ただいま答弁いただきましたが、大まかなところでは、効果のある施設か、効果のない施設かを広く御意見を聞きながらということでございます。特に私は、いわゆる集客を目的とするのであれば、これはまた指定管理もいいのかと思うんですが、特に文化的要素を持つ施設については慎重に取り扱っていただきたいなど、こんなふうに考えておりますので、そのことだけ申し上げまして次に進みます。

次、②について、行財政改革大綱実施計画では、次回の指定期間までの平成26年に、既存の産業建設部所管の3財団法人と1株式会社の4出資法人の統合を準備検討し、平成27年に2財団に経営改善を目的に統合が計画されております。これらの施設は、集客や特産品開発、販売、地域活性化と雇用などに資する目的でつくられており、統合することで施設などの有効活用が図られ、経営改善には大変有効なことでございます。有効で、より効果を発揮できるものであれば、27年の統合を目指すのではなく、まず、株式会社うすずみ特産と財団法人NEO桜交流ランドの統合を、現在の委託を期間中に早めることが必要かと考えますが、その考えをお尋ねします。

○議長（遠山利美君）

産業建設部長 坂井君。

○産業建設部長（坂井嘉徳君）

それでは、2点目の既存の4出資法人の統合時期、これについての御質問でございます。

第2次本巢市行財政改革大綱実施計画の実施項目におきまして、議員が御指摘のように、平成27年度において既存の4法人の統合と法人数の減少を計画いたしております。

現在の出資法人の状況につきましては御存じのところだと思いますが、前年度、平成23年度の決算ベースでは4法人とも赤字経営となっております。今後も引き続き、この4法人とも激しい経営状況へ向かうことは明らかな状態になると考えております。そうしたことから当面は、各出資法人に一層の経費の節減などの経営改善を求めることとしております。

この出資法人には、平成24年度及び25年度の2カ年につきましては、市の施設の指定管理を依頼しております。この2カ年の間に公益法人の制度改革が実施されることから、民間活用を含めた出資法人のあり方を検討するとともに、出資法人を統合することにより体制強化が図ることができるかを検討する必要があります。また、統合には施設面での整備も当然必要になってまいります。でございますが、議員御指摘の統合を早めることに関しましては、出資法人のあり方を議論する中で、統合の是非を含め検討してまいります。

〔9番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

道下君。

○9番（道下和茂君）

2につきましては、昨日も市長答弁でもありましたが、北部地域の過疎対策としてさまざまな施策を熱く語られておりました。活性化には本当に小さなことの積み重ねが大きな効果を生むと考えております。ただいま答弁で指定管理期間に統合を検討していきたいということでございますので、これは終わります。

次に、3番目の本巢情報化推進計画の策定の考えについてお尋ねをいたします。

いつでも、どこでも、だれもが必要な情報を得られ発信ができるようになってまいりました。本巢市ではブロードバンド・ゼロ地域の解消と地上デジタル放送への移行を民設民営で経済的に早期に実現することができました。そのことによりまして、情報通信技術の基盤が整備され、情報通信の一方通行の時代は終わり双方向が可能となっております。市内一円に敷設されたケーブルテレビ網でテレビを見るだけに使用しているのは非効率的なことで、もっと利活用ができないものかと考えております。

こうした高速通信網が全域で整備されましたことによりまして、この4月にも根尾地域では、この活用などを視野に入れた商品開発に意欲ある人が、うすずみ豆乳蕎麦や文殊ニュートンどんぶりの発表会を催す予定でございます。ICTは、田舎にいても都会で店舗を構えると同じような活用が図られ、大いに期待もしております。

現在の情報通信技術の活用方法は幅広い分野であります。これは総合計画の主要施策との整合性を図り、各分野に再編し、具体的なICT施策を展開するもので、このうち産業経済分野では観光情報の一元化、いわゆるタウンナビなどを開設し、食・文化・芸術・イベントなどの情報の発信などにより観光情報の充実、市民、観光客の利便性の向上と周遊型観光の促進を図り、魅力ある観光を推進したり、市内で生産される安全・安心な食材などの情報提供と消費拡大の推進や農地情報の有効的な管理で、農業の活性化や営農促進の取り組みなどへの活用を図ることなど、情報化の時代に情報通信技術の基盤整備を利活用するに不可欠なコミュニケーション部分を課題とし、本巢市総合計画の体系5分野での利活用の目標・施策などをわかりやすく提示し、市民、民間企業、行政機関などのさまざまな主体と役割分担のもとに、ICT社会にふさわしい、より快適な生活や入り込み観光客の増加などを目指した環境を構築し、夢のあるICT施策を図るために、本巢市情報化推進計画の策定の考えをお尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

企画部長 高田敏幸君。

○企画部長（高田敏幸君）

それでは、3点目の本巢市の情報化推進計画の策定につきまして御回答をいたします。

まず最初に、合併以後、市が行ってまいりました情報化の整備につきまして少しお話をさせていただきます。

情報化推進計画につきましては、合併前の3町1村の合併協議会におきまして、地域情報ネットワークの確立を目指して、本巢市地域情報化基本構想・基本計画を策定し、光ファイバーケーブル網を整備し、無線LANにより、行政情報提供システムや遠隔医療支援システム、保健支援システム、防災ネットワークシステム等を想定したサービスといたしまして、市民の立場に立った効率的・効果的なサービスの提供を行うことといたしておりました。

合併後、この構想及び計画の内容につきまして、平成16年度に地域情報化計画検討委員会を設置いたしまして検討いたしました結果、概算事業費が約29億円に上ることから、県・国等の情報化政策や民間通信事業者の動向を見定めながら、事業化を進めるというような答申をいただきました。

その後、平成23年、昨年7月からの地上デジタルテレビ放送への移行を踏まえまして、平成18年度に情報通信基盤整備に関する基礎調査を実施をいたしまして、地上デジタルテレビ放送難視聴地域への対応や高速インターネット未整備地域への対応について検討する中で、ケーブルテレビによる基盤整備が最も効率的であるという結果から、現在のCCNetによりますケーブルテレビ事業を採用し、平成21年4月から市内全域で供用開始をしたところでございます。

現在、本巢市の地域情報化基本計画のうち、本市のホームページを活用した図書検索システムを初めとする行政情報を提供しているほか、防災ネットワークシステムにつきましては、携帯電話への災害の情報エリアメールの配信や、新年度におきましては、河川情報をリアルタイムで監視できるよう越美山系砂防事務所と無線LANで接続する計画でございます。

議員御質問の情報化推進計画の策定につきましては、今後、ケーブルテレビの双方向機能やスマートフォンなどの次世代携帯電話を活用したサービスなどを含めまして、どのような市民サービスが可能かどうか、あるいは市民ニーズの把握や情報収集に努めまして、今後、検討してまいりたいと考えておりますので、お願いをいたします。

〔9番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

道下君。

○9番（道下和茂君）

ただいまの①につきましては、昨日の後藤議員の質問でもありましたが、図書館、図書室、学校図書などのネットワーク化の話もありました。これからは、さまざまな分野で活用を検討されることが多くなってまいるかと思いますが、各部局で、それぞれがその都度計画するのではなく、全体で基本的な統一目標と計画を持って行うことが必要ですので、よろしくをお願いをいたします。

②につきましては、ただいま部長答弁で結構でございますので、省略させて次に進ませていただきます。

次に、③のケーブルテレビなどの高速通信網を利用した病院、調剤薬局、常備消防、介護施設などをつなぐ地域医療ネットワークの構築についてお尋ねをいたします。

国においては、医療情報化に関するタスクフォースを設置されており、これからの地域医療にもさまざまな活用が示されてまいります。

現在、各病院それぞれの診察カードがあり、せっかく電子カルテが整備され院内LANが構築されていても、カルテなどの情報は共有されておりません。診察カードのIDを病院間などで統一し、情報通信技術のネットワークを活用し、どの病院でも情報を共有することができ、一人一人の病歴や薬のアレルギー情報を把握することで、よりの確な医療を迅速に提供でき、医療費の軽減にもつながります。

大きな総合病院で既にメディカの通称で試験運用がされており、本巢消防でもこのメディカをファルコンで読み取ることが可能となっています。救急隊員が個人のIDを読み取ることができれば、倒れられた方のかかりつけ医や病歴の情報をもとに、正確な処置や受け入れ先の病院ベッドの空き情報、また勤務医の把握ができ、よりの確な搬送も行えるようになります。また介護施設においても、このシステムアプリケーションを活用し、急性期の症状があらわれたときや、いざ病院に搬送されたときにも活用が図られると思います。

また、本市において電子カルテが導入されています1カ所の診療所とあわせて、2診療所の総合病院間とのID共通診察券の作成の考えはあるか、お尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

市民環境部長 高橋卓郎君。

○市民環境部長（高橋卓郎君）

今、御質問の地域医療ネットワークの構築につきましては、広域の総合病院との連携強化を図る

観点からも必要なものと思われまゝす。しかし、地域の中核病院となる総合病院などが中心となって構築していくことが不可欠なため、今後、その動向を十分注視していきたいと考えております。

また、診療カードのID利用につきましては、メディカカードの名称で平成22年度から県内中濃地域の総合病院から試験運用などが始まっています。岐阜地域の岐阜大学病院や岐阜市民病院などは、来年度である平成24年度から運用が始まると聞いておりますので、このような総合病院の運用状況などの事例を参考にしながら今後の検討課題とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

[9 番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

道下君。

○9番（道下和茂君）

岐阜地域の総合病院等、地域医療に対する理解度も必要かと私は考えておりますが、検討を行っていくとの答弁でございますので、これで終わります。

次に、④の救急時の初動措置や搬送時間短縮に有効な命のバトンの導入や各家庭に救急時の対応表示の要請の考えをお尋ねいたします。

この命のバトンは説明資料の1によってかえさせていただきますが、これは隣接のまちがこの3月より導入された資料でございます。費用は約44万1,000円と安くて、効果あるものと考えます。この導入の考えとあわせて、資料2の本巢消防が講習会などで配布しています救急時の対応マニュアルを全世帯対象にして固定電話の近くに張りつけておく方法を自治会へ要望してはどうかということでございますが。この命のバトンは船渡議員が2度ほど提案されたかと思いますが、いわゆるその資料のようにステッカーをプラスチックに張りつけ、所定の冷蔵庫に入れておき、また玄関にはその所持を示すステッカーを張っておく。対象としては高齢者世帯、独居、日中独居、障がい者1、2級者の救急搬送時に備えて行うものでございますが、そのお考えをお聞きいたします。

○議長（遠山利美君）

健康福祉部長 浅野 明君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

それでは、ただいまの緊急医療キット、通称命のバトンと言われるものでございますが、この配布、あるいは本巢消防本部作成の救急時の対応という表示に関することにつきまして、現在、本巢市が行っております事業を踏まえましてお答えしたいというふうに思います。

救急医療情報キットの導入でございますが、これにつきましては自宅で倒れるなど万一の際、迅速な救命活動に役立てることを目的にいたしまして、持病や服用薬などの医療情報を容器に入れて保管するもので、急病時や災害時などに、救命や傷害の軽減に役立つものというふうに理解しております。

本市におきましては、65歳以上のひとり暮らしの高齢者等を対象にしまして、本巢消防本部にボタンを押すことによりまして通報できる機器を貸与する緊急通報体制支援事業を実施しております。

この事業を受けることができる対象者は、具体的には心疾患、脳血管疾患の罹患歴がある方、要支援、要介護認定を受けている方等、緊急時の対応にリスクのある方を対象としております。申請により登録し、緊急通報機器を設置しております。

登録者の氏名、住所、生年月日、性別、血液型、病名、主治医及び緊急の連絡先の情報について、本巢市と本巢消防本部がそういった情報を共有しまして、緊急時に救急医療機関へ適切かつ迅速な搬送ができるよう体制を整えているものでございます。平成24年2月末現在の緊急通報システム設置台数は115台となっております。内訳につきましては、独居世帯に95台、高齢者世帯に12台、その他の世帯、障がい者の単身世帯でございますが、8台となっております。

本巢市の独居世帯数は、平成23年4月現在1,090世帯となっております。昨年の4月から数えまして79世帯ふえております。また高齢者のみの世帯数についても、平成23年4月現在で977世帯と、25世帯ふえております。

こうした状況の中で、今後とも増加すると見込まれますので、緊急通報体制支援事業を引き続き推進してまいりたいというふうに考えております。また、独居世帯、高齢者世帯を対象としました救急医療情報キットの導入、あるいは本巢消防作成の救急時の対応リーフレットの配布等につきましては、今後、関係機関と調整を図りながら検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

[9番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

道下君。

○9番（道下和茂君）

ただいまの御答弁でございますが、これはやはり民生委員や自治会の要請も必要かと思うわけですが、通報システムの利用者が24年度現在で115台、これ、たしか1台が3万5,000円ほどかかろうかと思うんですが、こうした中で独居高齢者のみをとらえても2,000人ほどになる。また、そこに障がい者1、2級、日中独居という方も含めてきますと、この普及がいつ完成されるのかということが本当に疑問を持つところでございますので、ぜひとも命のバトン、こういったものを比較的安価にできると思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。重ねてお聞きをいたします。

○議長（遠山利美君）

健康福祉部長 浅野君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

この医療キット、命のバトン、これ一つが350円というふうに聞いております。そういう安価なものでございますので、ただ、配布方法、あるいは配布対象者、こういったものについて、今後、検討する必要があるかというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

[9番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

道下君。

○9番（道下和茂君）

それでは、4番目の防災計画の見直しについてお尋ねをいたします。

まず最初に、①についてお尋ねをします。

本年度事業で、防災マップの本巢根尾地域の土砂災害洪水ハザードマップの作成が計画をされております。特に、この地域では、災害時に既存の避難場所が土砂災害防止法の警戒区域内に多く存在しています。

先ほどの岐阜土木事務所より説明を受けましたこの際にはこういうもので説明をされたわけですが、ほとんどの家がイエローゾーンかレッドゾーンに民家が居住をいたしております。

こういった場合、既存の警戒区域外の民家に避難をなささいよということでは、やはり住民の災害に対する認識、またお互いの理解度や道路が寸断される確率も多く、避難場所として地区の民家に限らず、公共施設はもちろんのこと、公的施設のうすずみ温泉などの開放も必要と考えます。これは先ほど高田議員の御答弁でございましたが、特定避難場所ということでもございましたが、私は、避難場所としてこのことも含めて、既存避難場所の集会所などが使用できない場合、自主防災組織の備蓄品、機材の保管方法や警戒区域住民に対する避難の場所、方法など、計画策定に当たりどのようなお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

土砂災害のおそれのある区域内の既存避難場所が使用できない場合の対応、また、自主防災組織の備蓄品や機材の保管方法、居住住民に対する避難場所、方法の策定につきましてお答えさせていただきます。

土砂災害のおそれのある区域につきましては、現在、岐阜県が土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の指定の作業を行っている最中でございます。今後、区域が確定し、特に土砂災害特別警戒区域に指定された避難場所につきましては、避難所としての見直しを検討することとなります。高田議員の御質問に対してお答え申し上げたとおり、現在、孤立集落への対応としまして、うすずみ温泉やNEOキャンピングパークを避難所として指定する準備を進めているところでございます。

また、自主防災組織の備蓄品や機材の保管方法につきましては、既に一部の組織で備蓄倉庫を購入して資機材等を備蓄しているところもございしますが、来年度以降、自主防災組織への助成を手厚くしてまいりますので、これを活用し、安全な場所に防災倉庫を設置していただくなど、各自主防災組織において対応していただきたいと考えておるところでございます。

土砂災害のおそれのある自治会につきましては、自治会を単位とした土砂災害ハザードマップを来年度策定することとしており、このマップには避難所等や避難所等への避難経路を記載することとしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔9番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

道下君。

○9番（道下和茂君）

ちょっと私理解ができなかったんですが、避難場所と避難所を特定、うすずみ温泉は私、避難場所としても開放していただきたいということで、開放するという御理解をしてもよろしいですか。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

避難場所、いわゆる大きい、意味的には大きい避難所として指定してまいりたいと。要するに、そこには備蓄品も備えていきたいなというふうに考えておるところでございます。最終的には、前も申し上げてます要するに各小学校、中学校の体育館を最終的な避難所というふうにしていきたいというふうに考えておるところでございますので、よろしくをお願いします。

〔9番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

道下君。

○9番（道下和茂君）

各小学校、中学校は避難所としてわかります。第1次避難場所、いわゆる今まで集会所等を使っておりましたですね。そこがレッドゾーン、イエローゾーンに入った場合に、そこに避難できない場合、民家を借りるのは非常に借りにくい場合もあるかと思うんですね。そういう場合には、うすずみ温泉とか公的場所も開放する考えがあるのかということをお聞きしとるんですが。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

うすずみ温泉ですと、公民館よりはるかに大きいので、資機材等も、根尾の場合ですと避難所として、先ほど申し上げました学校の体育館を避難所としておるわけでございますが、例えば道路が寸断された場合、例えば学校へ来れないとか、そんなことも考えられますので、避難所の小さい意味としまして、その避難所、ごめんなさい、言いにくいですけど、何か避難場所を大きくした形で、うすずみ温泉とかNEOキャンピングパークへ、要するにその資機材もすべてそこにはそろっておりますよという形にしていきたいなというふうに考えておるところでございますので、御理解願いたいと思います。

〔9番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

道下君。

○9番（道下和茂君）

②についてお尋ねします。

ナウキャストや国土交通省が現在250メートル四方と細かい範囲で降雨の観測のできる雨量の情報試験運用に入っていますが、提供される高度な技術がもたらす情報をどのように読み解いて、どのタイミングで避難勧告の行動につないでいくのか重要であります。そうしたことから、市職員が防災士の資格取得も必要で重要なこととございます。このことについては要請を行っていくということでもよろしくお尋ねしたいと思いますが。

そこでお尋ねしますが、防災は平常時からさまざまな高度な情報を避難勧告の判断基準としての確に生かせる訓練、体制づくりが必要です。どのようにお考えか、お尋ねします。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

避難勧告の判断基準につきましては、气象台、国土交通省や県等が発信する降雨量や河川状況等の情報をもとに、市長が状況に応じて必要な対応を、市民に対して通知することとしておるところでございます。

これら関係機関の情報につきましては、平成22年5月の気象警報・注意報が市町村単位で発表されることとなったことやインターネットを利用し气象台、国土交通省、県等の発する詳細な気象情報が容易に取得できるようになっており、市災害対策本部におきましてもこれらの情報を活用しながら避難勧告等の判断材料としておるところでございます。

また、携帯電話を初めとする携帯端末の高度化によりまして、いつでもどこでも容易に気象情報が取得できる等、市民一人一人が常に災害に関する情報を取得できるようになってきたところがございます。

市としましては、昨年7月号の広報で、岐阜県から雨量や河川水位の情報をメールで配信するサービスの登録方法の周知を図ったところがございます。今後ともこうした気象情報を市民の皆さんにも取得していただくことができるよう、周知に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

[9番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

道下君。

○9番（道下和茂君）

③についてお尋ねします。

県のモニターアンケートでは、自主防災活動に参加が64.3%から63.3%と。また、家具を固定しているが58.5%から55.7%と、いずれも減少をいたしております。住民の自主防災訓練などへの参加意識が低くなっている結果が出ていますが、災害図上訓練は非常に大変有効な訓練でございます。市の防災訓練時に合わせて単位自治会ごとに図上訓練を行い、避難経路をたどるなどの模擬体験訓練も必要でございます。災害図上訓練を今後もどのような方針とスケジュールで進めていくか、お尋ねします。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

一つ目の質問で御答弁申し上げたとおり、災害警戒区域等に該当する自治会につきましては、来年度、避難経路等を掲載しましたハザードマップを策定することとしておりますが、このマップを策定するに当たっては、避難経路の検討を行うため、自治会単位で災害図上訓練を実施してまいりたいと考えておるところでございます。

また、本年2月には、平成23年度災害図上訓練指導者養成研修が岐阜県の主催で開催されまして、全自治会長に案内を申し上げ、26人の自治会の代表の方に受講していただいたところでございます。

この養成研修は、毎年県が実施しておりまして、引き続き来年度も自治会の代表者の方々に受講していただくよう案内するなど、自主防災組織内における災害図上訓練の取り組みを促進してまいりたいと考えておるところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

〔9番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

道下君。

○9番（道下和茂君）

これで、私の質問はすべて終わります。

それぞれが、それぞれに、真摯な答弁を賜りありがとうございました。特に、この3月で定年を迎えられる部長さんにおかれましては、ごせんべつの意も込めまして最後の質問をさせていただきました。本当に長い間、本巣市発展のため、公務員としての自覚のもとに誠心誠意お勤めになられましたことを、この場をおかりして感謝を申し上げます。ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（遠山利美君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

3月26日月曜日午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。大変御苦労さまでございました。

午前11時42分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

